

平成30年 第77回南あわじ市議会定例会

提案する諸条例等の制定要旨

議案第65号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、職員の不祥事に対し、市長・副市長の人事管理及び監督責任と自らを戒めるため、平成30年4月分の給料月額を10分の1減額するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。